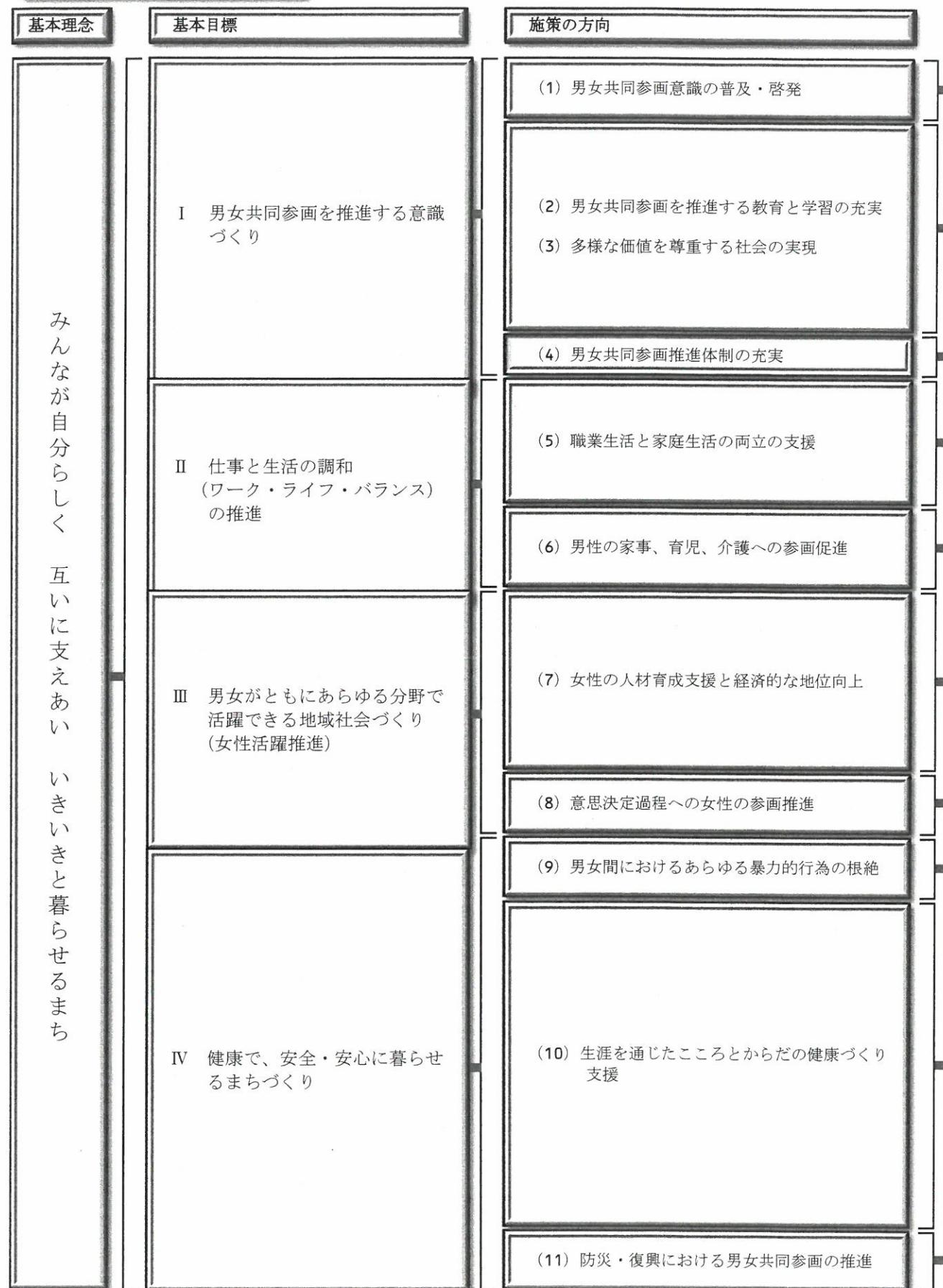


## 第2部 施策の基本目標

## 第1章 施策の体系



基本施策	具体的施策
1 人権尊重と男女平等の推進	1 男女共同参画に関する情報提供、広報・啓発活動の推進 2 男女共同参画に関する研修会、セミナー、講演会の開催 3 特設人権相談所開設、人権擁護委員による人権教室の開催
2 こころとからだの健康に関する情報提供及び教育・学習機会の充実	4 性的マイノリティに対する理解と配慮の推進 5 小・中学校思春期保健教室、10代の心を守るための授業開催
3 職業意識・能力向上のための支援	6 性別にとらわれないキャリア教育の推進 7 職場体験学習、デュアル実習、社会福祉現場実習等の受入れ促進
4 國際的理眞と協力の推進	8 國際交流事業の実施（交流イベント「ハートtoハート」、英会話教室、ゴスペル教室、日本語教室、国際交流運動会 等） 9 小学生英語活動集中プログラム、中学生姉妹都市交流海外派遣研修（マンスフィールド研修）の実施 10 ネパール連邦民主共和国との交流（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン登録）
5 男女共同参画を推進する体制の評価とフィードバック	11 男女共同参画計画の進行管理、市民意識調査の実施
6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供・普及啓発	12 企業等における仕事と子育て両立支援のための情報提供 13 福島県次世代育成支援企業認証制度（「仕事と生活の調和」推進企業認証）の普及啓発
7 多様な働き方を支援する制度等の普及啓発	14 フレックスタイム制、ゆう活、在宅ワークなど柔軟な就労形態の普及啓発 15 複合型テレワークセンター「テラス石森」の活用促進
8 男性の家事・子育てへの参画促進、参画支援	16 男性の家事・育児への参画を促す研修会、セミナー、講座の開催 17 イクメン・イクボス普及啓発、育児休業・介護休業制度の利用促進 18 福島県次世代育成支援企業認証制度（「働く女性応援」推進企業認証）の普及啓発
9 女性の人材育成、人材活用、就労支援の充実	19 県男女共生センター主催事業の各種研修・講座の広報・周知 20 福島広域雇用促進支援協議会との連携（各種セミナー、講座、就職相談会等の情報提供、広報・周知） 21 女性の起業・創業への支援（起業セミナー、福島復興産業人材育成塾の周知・活用 等） 22 公共職業安定所との連携（ひとり親家庭の就職支援の充実 等） 23 介護人材確保事業の実施 24 新規就農者、女性農業士等農業後継者の育成・支援 25 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に関する情報提供
10 政策・方針決定過程への積極的な女性の登用推進	26 行政の審議会等における女性委員の参画推進 27 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の公表（登用状況の公表）及び目標達成に向けた取組推進
11 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援	28 ストーカー行為を含むあらゆる男女間の暴力の防止・根絶に向けた広報・啓発活動の推進 29 ハラスメント防止のための対策、被害者支援に関する情報提供
12 妊娠・出産等に関する相談体制の充実	30 母子保健事業の推進（妊婦健診、乳幼児健診、保健指導 等） 31 子育て世代包括支援センターの利用促進 32 特定不妊治療に対する支援
13 子育て、介護に係る社会的支援の充実	33 子育て支援事業・支援体制の充実（延長保育、預かり保育、一時保育、病児保育、放課後児童クラブ 等） 34 ファミリーサポートセンターの利用促進 35 子育て支援センター（育児講座、育児相談の開催）、子育て世代包括支援センター（情報提供、相談・助言）の利用促進 36 介護支援制度、相談体制の充実（在宅サービス、施設サービス、地域包括支援センター、地域ケア会議 等）
14 すべての人が安心して暮らせる環境の整備	37 総合健康診査の受診啓発と健康指導、健康教室、健康づくり市民講座の開催 38 障害者への支援（自立支援給付、地域生活支援事業 等） 39 高齢者への支援（いきがいづくり、運動サロン、認知症サポートー養成講座、災害時避難行動要支援者の避難支援 等） 40 ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進
15 男女共同参画の視点を取り入れた地域の復興・防災体制の確立	41 地域防災計画、災害による避難所運営等における方針決定過程への女性の参画推進 42 防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成支援（女性消防隊の活動支援、団員確保対策）

## 第2章 施策の内容

### 基本目標 I 男女共同参画を推進する意識づくり

#### 施策の方向 (I) 男女共同参画意識の普及・啓発

市民意識調査では、社会における男女の地位の平等感についての質問において、「社会慣習やしきたり」「雇用の機会や職業の選択」「賃金や待遇」「政治・経済活動」などで、男女の不平等感が生じています。

その背景には、「女性だから、男性だから」と性別に基づいて役割を固定化、制限する、固定的な性別役割分担意識が影響しています。男性、女性それぞれの生き方を狭めるばかりでなく、その結果として、様々な分野における意思決定の場への参画状況や職場における役職等に男女間で格差が残っています。

少子高齢化の進行が著しいなかで、本市が将来にわたって持続的な成長を維持するためには、男女がともに、社会のあらゆる分野において個性と能力を十分に發揮することが重要であり、ともに責任を担い、その成果を分かち合う、男女共同参画社会の実現が欠かせません。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための広報・啓発活動をこれまで以上に推進していく必要があります。なかでも、男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、より暮らしやすくなるものであること、自分らしく生きることにつながることを理解しなければなりません。

#### ■計画推進の指標

	指標名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
1	「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方 方に「反対（そう思わない）・どちらかといえば反対（そう思わない）」という人の割合	女性 53.7% 男性 55.7%	女性 70% 男性 70%
市民意識調査問9_「男は仕事、女は家庭」という固定的意識について、『反対』（「反対（そう思わない）」と「どちらかといえば反対（そう思わない）」の合計）意見の割合			
2	社会通念、慣習やしきたり等で「男女平等」と感じている人の割合	女性 12.6% 男性 26.8%	女性 30% 男性 40%
市民意識調査問8_男女の地位の平等感（社会慣習、しきたり等）について、「男女平等である」意見の割合			
3	男女共同参画に関するセミナー・講座等の実施回数 と参加人数	(現状値なし)	1回以上/年 30人以上

#### 基本施策 I 人権尊重と男女平等の推進

様々な分野で活躍する女性が増えていますが、日常生活では「女性だから、男性だから」といった固定的な性別役割分担意識により行動を制限されるといった場面が見られます。周囲からの制限だけでなく、自分自身も無意識のうちに行動を自己規制するなど、ありのままの自分らしい生き方を妨げられるなど、生き方を不自由なものにしている場合があります。

固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、年代や性別、ライフステージに応じて、一人ひとりが振り返ることができる機会を提供し、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意識づくりを推進します。

	具体的施策	担当課
①	<p>【男女共同参画に関する情報提供、広報・啓発活動の推進】</p> <p>市の広報誌やホームページ、SNS等を活用し、「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「人権週間」等、様々な機会をとらえて、広報・啓発活動を強化します</p> <p>また、子どもから高齢者にいたる幅広い層のライフステージを踏まえ、親しみやすく分かりやすいものになるよう工夫します</p>	社会福祉課 総務課 関係課
②	<p>【男女共同参画に関する研修会、セミナー、講演会の開催】</p> <p>男女共同参画に関する講座や研修など、学習の場の提供を推進します</p> <p>また、市職員に対して、男女共同参画について学ぶ機会を設け、男女共同参画の視点をもって施策の推進や教育に取組めるよう情報提供や啓発活動、研修を充実します</p>	社会福祉課 総務課
③	【特設人権相談所開設、人権擁護委員による人権教室の開催】	社会福祉課

### 施策の方向 (2) 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

性別に基づく役割を固定した考え方は、子どもが持つ本来の個性や能力の発揮を妨げることにつながりかねません。子どもたちが、自分自身を認め、自分が大切な存在であることを実感するためには、一人の人間として尊重され、性別にかかわらず平等に扱われることが大切です。感受性豊かな子ども期に、人権尊重と男女平等観を形成することは、将来にわたり豊かな人間関係を築き、人生の可能性を広げることにもつながります。こうした認識のもと、学校教育・社会教育において、男女平等・男女参画の視点に立った教育を推進します。

また、子どもたちが互いの違いを認め合い、多様性のある豊かな人間関係を構築できるよう支援します。同時に、一人ひとりが社会状況の変化に伴う様々な課題に対応できる「生きる力」を身に付けられるよう、生涯を見通したキャリア教育を推進していきます。

### **基本施策 2 こころとからだの健康に関する情報提供及び教育・学習機会の充実**

女性は、妊娠、出産、不妊治療、避妊、中絶等において、自分の意思よりも周囲の意向に配慮して、自己決定が果たせないこともしばしばられます。生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するためには、健康に関する正しい知識や情報を得て、一人ひとりが自分自身の健康問題に対して、適切に判断し自己決定できる力を養うことが必要です。

性や自分のからだに対する関心が高まる時期である思春期においては、からだの発達に比べて精神的な未成熟、知識不足から、望まない妊娠や性感染症、薬物乱用等、こころとからだの健康にかかる問題が起りがちです。

学校においては、児童・生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する能力の基礎を培い、実践力を育成するよう健康教育を推進します。

また、性的マイノリティの当事者が、子どもの頃からの自己肯定感を持ち、社会で阻害されることがないよう、多様な性のあり方について、理解を深めるための啓発活動や学習機会の提供、学校や公共施設等における環境の整備を進めます。

	具 体 的 施 策	担 当 課
④	【性的マイノリティに対する理解と配慮の推進】 学校教育や社会教育等において、多様な性のあり方、性的マイノリティへの理解が進むよう学習機会を提供するとともに、理解推進のための啓発を行います。	社会福祉課 学校教育課
⑤	【小・中学校思春期保健教室、10代の心を守るための授業開催】 性に関する問題に対して、興味本位や偏見による理解を深めるための教育を推進し、自分のからだの健康を守るために正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう学習機会の提供と指導に努めます	保 健 課 学校教育課

### 基本施策 3 職業意識・能力向上のための支援

子どもたちが働く意義と重要性を理解し、性別にとらわれることなく将来の人生設計を描けるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。また、性別でかたよりのある職業分野への参画に対して支援します。

	具 体 的 施 策	担 当 課
⑥	【性別にとらわれないキャリア教育の推進】 子どもたちが、社会人、職業人として自立していくよう年齢に応じたキャリア教育を推進します	学校教育課
⑦	【職場体験学習、デュアル実習、社会福祉現場実習等の受入れ促進】 職場体験学習等による勤労観、職業観の育成と、働くことの意義・理解を深めます	学校教育課 総務課 社会福祉課

### 施策の方向 (3) 多様な価値を尊重する社会の実現

グローバルで多様な価値観が存在する社会のなかで、互いに認め合い、豊かな共生関係を築くための取組を推進します。また、多様な文化を背景に持つ人々について、偏見を持たれたり、主体性の確立を妨げることがないよう、様々な機会を通じて多文化共生の意識を醸成します。

#### ■計画推進の指標

	指 標 名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
4	外国の文化等を紹介する講座等の開催数 (英会話教室、ゴスペル教室 等)	16回	16回
5	外国人との交流イベントの開催数 (ハート to ハート 等)	1回	1回以上

## 基本施策 4 國際的理解と協力の推進

	具体的施策	担当課
⑧	【国際交流事業の実施（交流イベント「ハート to ハート」、英会話教室、ゴスペル教室、日本語教室、国際交流運動会 等）】	観光交流課 生涯学習課
⑨	【小学生英語活動集中プログラム、中学生姉妹都市交流海外派遣研修（マンスフィールド研修）の実施】 子どもたちが豊かに共生するこころをはぐくむ、多文化共生の取組みを推進します	学校教育課
⑩	【ネパール連邦民主共和国との交流（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン登録）】	生涯学習課 社会福祉課

### 施策の方向 (4) 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画の意義を再認識し、庁内組織づくりを検討するなど全庁的な取組みを推進します。

## 基本施策 5 男女共同を推進する体制の評価とフィードバック

市が各種施策を立案し、効果的に実施するためには、様々な分野における社会状況の変化や市民生活の実態について、常に情報収集に努める必要があります。また、実施した施策が、男女間の格差や不平等の是正につながっているかどうかを検証・評価することも重要です。

市民に最も近い基礎的自治体として、男女共同参画施策に必要な調査・研究を継続的に実施し、データの収集・蓄積と活用を図ります。

また、男女共同参画に関する情報を市民が必要に応じて活用できるよう男女共同参画関連資料の収集や情報発信の機会の拡大に努めます。

	具体的施策	担当課
⑪	【男女共同参画計画の進行管理、市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います 各分野において性別データを収集することにより、男女間の格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策の効果検証に役立てます	社会福祉課

## 基本目標 II 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 施策の方向 (5) 職業生活と家庭生活の両立の支援

市民意識調査の結果では、女性が働き続けるために必要なこととして、「労働時間の短縮や休日の増加、就業時間に柔軟性を持たせるなど、働きやすい環境とすること」「育児・介護のための休業制度、諸手当を充実する」「託児施設、託児サービスを充実する」「家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識を改める」といった、男女が協力して、仕事も家事・育児等もできる環境整備が求められていることがわかります。

また、ワーク・ライフ・バランスに関する理想と現実では、『仕事優先』、あるいは、『家庭生活優先』にせざるを得ない、といった理想とのギャップが生じており、働きたい女性が仕事と子育て等の両立ができる、あるいは、出産しても働き続けることができるよう男性が家事や育児に参画できるなど、男女ともにライフステージに沿った多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざします。

#### ■計画推進の指標

	指 標 名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
6	「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している人の割合	女性 37.4% 男性 36.6%	女性 50% 男性 50%
市民意識調査問19_仕事と生活についての現実について、『両立』((「仕事」と「家庭生活」を両立している)と(「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している)の合計)している人の割合			
7	福島県次世代育成支援企業認証数（田村市内）	3事業所	10事業所

#### 基本施策 6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供・普及啓発

市民、市内事業所に向けて、ワーク・ライフ・バランスの啓発を推進します。特に、男性が積極的に家事や子育てに参画する意識の醸成を図るため、長時間労働の見直し等、労働者の意識改革や職場環境の改善を働きかけていきます。

	具 体 的 施 策	担 当 課
12	【企業等における仕事と子育て両立支援のための情報提供】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての広報・啓発を充実します	社会福祉課 総務課 こども未来課 商工課
13	【福島県次世代育成支援企業認証制度（「仕事と生活の調和」推進企業認証）の普及啓発】 福島県次世代育成支援企業認証制度を利用し、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取組む事業所を増やし、企業価値を高める支援につなげていきます。	社会福祉課 商工課

#### 基本施策 7 多様な働き方を支援する制度等の普及啓発

職業生活を考えるとき、ライフステージそれぞれの状況に応じて、自由に働き方を選択できることは、仕事とその他の活動を両立させ、人生の満足度を高めることにつながります。

どのような働き方を選択したとしても、仕事の内容に応じて適正な雇用条件が確保されることが、多様な働き方を促進するために必要となります。

働きながら子育てや介護に関わる男女や、ひとり親家庭、男性が子育てや介護を担っている家庭など、どのようなライフスタイルでも、安心して仕事と子育てや介護を両立できるように、社会全体で支える仕組みを整備していきます。

また、就労の場においては、「男は仕事」という考え方のもと、長時間労働や転勤が当然とされる男性中心の働き方を前提とした労働慣行が根強く残っています。その結果、女性が職場において活躍することが困難になる場合も多く、一方、男性は、家庭生活や地域での活躍がしにくい状況にもなっています。事業所への働きかけや男性自身の意識改革等、男性への男女共同参画に関する施策の展開を図っていきます。

	具体的施策	担当課
⑯	【フレックスタイム制、ゆう活、在宅ワークなど柔軟な就労形態の普及啓発】 市内事業所等に対し、育児・介護休業制度の定着や労働時間の短縮、フレックスタイム制導入など、柔軟な働き方の普及・啓発や情報提供を推進します	社会福祉課 商工課
⑰	【複合型テレワークセンター「テラス石森」の活用促進】 新たな就業形態等について社会的理解を深めるとともに、普及促進のための情報提供の充実を図ります	関係課

#### 施策の方向 (6) 男性の家事、育児、介護への参画促進

子育てに積極的にかかわりたいと考える男性や、介護を担っている男性が増えていることを踏まえ、育児・介護休業法の周知徹底や制度の活用促進を啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得促進に向けた働きかけを行います。

##### ■計画推進の指標

	指標名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
⑧	男性市職員の「育児休業」取得者(率)	0人 (0.0%)	1人以上

#### 基本施策 8 男性の家事・子育てへの参画促進、参画支援

	具体的施策	担当課
⑯	【男性の家事・育児への参画を促す研修会、セミナー、講座の開催】	社会福祉課
⑰	【イクメン・イクボス普及啓発、育児休業・介護休業制度の利用促進】 育児・介護休業法について、広報誌、啓発冊子等による啓発を実施します また、男性市職員の育児・介護休業制度の利用を促進します	社会福祉課 総務課 商工課
⑱	【福島県次世代育成支援企業認証制度（「働く女性応援」推進企業認証）の普及啓発】 併せて、市内事業所に対し、女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定に向けての情報提供、策定の働きかけに努めます	社会福祉課 商工課

#### 基本目標 III 男女がともにあらゆる分野で活躍できる地域社会づくり（女性活躍推進）

##### 施策の方向 (7) 女性の人材育成支援と経済的な地位向上

少子・高齢化の進行により労働力人口の減少が進むなか、経済の成長と社会の活性化のためには、女性の能力を発揮、活躍できる就労の場づくりが必要です。

市民意識調査の結果では、賃金や待遇（昇進・昇格）における「男女の地位の平等感」について、『男性優遇』と感じる割合が高くなっています。こうした背景には、職場での性別を理由とする差別的取扱いや妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱いなど、多くの課題が存在していることが考えられます。また、女性が様々な理由で非正規雇用を選択せざるを得ない状況や、役職に就く女性の割合が低いことも女性の就労に関する大きな課題です。「女性活躍推進法」の施行を契機に、女性の就労を総合的に支援する取組みを推進するとともに、男女がともに、いきいきと、働きやすい職場づくりに向けた対策が求められています。

#### ■計画推進の指標

	指 標 名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
9	職場において、仕事の内容や待遇面で男女の差別はないと感じている人の割合	女性 38.9% 男性 52.1%	女性 50% 男性 60%
市民意識調査問16_現在の職場で、仕事の内容や待遇面において、女性は男性に比べ差別されているかについて、「そのようなことはないと思う」意見の割合			
10	女性認定農業者数	1法人 2人 個人 9人	15人
11	家族経営協定締結数	11戸	15戸
家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営をめざすために、家族経営協定の制度を周知し、締結を促進する			

#### 基本施策 9 女性の人材育成、人材活用、就労支援の充実

女性の能力が十分に活用されることは事業所にとっても大きな損失です。こうした観点に立って、募集・採用から退職にいたるまで、すべての雇用管理において性別による差別が禁止されている「男女雇用機会均等法」の理念を周知徹底し、配置転換、役職への昇進など、雇用におけるあらゆる場面で男女が均等な機会を得て、個人の能力が最大限発揮できる職場環境づくりを促進します。

働く場における男女平等や労働者の権利等について、市内事業所や働く人だれもが正しく理解し、適正な労働環境で仕事を行い、制度を活用することができるよう、法律・制度の周知に努めます。

また、農業や自営業者とその家族従事者等においては、女性が生産、経営活動における重要な役割を担っていながら、十分に評価されていない場合があることから、経営における対等なパートナーとして、女性の社会的地位や経済的地位の向上を図る取組みを推進します。

	具 体 的 施 策	担 当 課
19	【県男女共生センター主催事業の各種研修・講座の広報・周知】	社会福祉課
20	【福島広域雇用促進支援協議会との連携（各種セミナー、講座、就職相談会等の情報提供、広報・周知）】	商 工 課
21	【女性の起業・創業への支援（起業セミナー、福島復興産業人材育成塾の周知・活用 等）】  様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供します  女性が自分の経験や専門性を発揮して、エンパワーメントできるよう様々な学習機会を提供します	社会福祉課 商 工 課 観光交流課

(22)	【公共職業安定所との連携（ひとり親家庭の就職支援の充実スペース等）】	社会福祉課 こども未来課
(23)	【介護人材確保事業の実施】	高齢福祉課
(24)	【新規就農者、女性農業士等農業後継者の育成・支援】 併せて、家族経営協定の普及・啓発を図ります。	農林課
(25)	【雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に関する情報提供】 広報誌や啓発冊子を通じて「男女雇用機会均等法」等、関係法令の周知に努めます	社会福祉課 商工課

### 施策の方向 (8) 意思決定過程への女性の参画推進

国連開発計画(UNDP)が2016年(平成28年)10月に発表した「人間開発報告書」によると、日本は、世界経済フォーラムが男女間の格差に焦点を当て、毎年発表しているジェンダー・ギャップ指数(GGI)では、測定可能な144か国中111位と、先進国の中でも極めて低い順位となっています。その主な原因是、女性が決定の場に参画する体制が整っていないために、議員や閣僚及び民間企業管理職などの女性比率が低いことにあり、女性の政治や経済活動への参画が不十分であることを示しています。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、わが国の社会にとっての最重要課題であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」においても、改めて強調する視点の一つとして挙げられています。

あらゆる分野への女性の参画を拡大し、女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながり、将来にわたって、活力ある本市を維持していくことにもつながります。

現状値(2018年)において、本市における職員の女性比率が43.4%であるのに対して、管理職(課長以上)の女性比率は19.4%にとどまっています。

市は、市民生活の最も近い基礎的自治体として、子育てや教育、福祉、健康、まちづくりなど、市民生活に密着した行政を担っています。多様な市民ニーズに柔軟に対応できるよう、また、ダイバーシティの観点からも、女性職員の参画拡大を進めていきます。

#### ■計画推進の指標

	指標名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
12	市の審議会等における女性委員の割合	15.0%	30%
13	市の管理職(課長級以上)における女性の割合 (うち一般行政職)	19.4% (9.7%)	30% (20%)

### 基本施策 10 政策・方針決定過程への積極的な女性の登用推進

国においては、女性活躍を成長戦略の最重要課題として、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)などの様々な施策を展開しています。そのなかで、社会の多様性と活力を高め、わが国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を掲げています。

本市の審議会等の女性委員の割合は、現状値(2018年)15.0%と低調に推移しています。これまで、委員の固定化の防止等の取組を進めてきましたが、依然として委員の構成が男女どちらか一方

にかたよっていたり、女性委員がメンバーに全くいない審議会等が存在するなど、多くの課題が残っています。

今後も、審議会委員等の割合ができる限り男女のかたよりがないよう環境整備に努めます。

また、地域団体等では、女性が担っている活動が多くあるにもかかわらず、会長等の役職は男性で占められている現状にあります。

人口減少社会にあって、働く場や地域の様々な活動に男女がともに活躍することが求められており、市内事業所や地域団体、市民活動団体等において、女性が活躍する環境整備と女性の方針決定過程への参画を促進します。

	具 体 的 施 策	担 当 課
⑯	<p>【行政の審議会等における女性委員の参画推進】</p> <p>女性委員のいない審議会等をなくし、女性の参画率を引き上げます</p> <p>審議会等に女性が参画するためには、女性自身の参画意欲が必要なことから、参画意欲の向上等につながるような取組を進め、リーダーは男性が適任とするような慣例やそれを支持する意識を解消し、女性があらゆる分野で活躍できるよう、女性リーダーの育成につながる啓発活動、研修機会等の提供や情報発信に努めます。</p>	社会福祉課 関 係 課
⑰	<p>【女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の公表（登用状況の公表）及び目標達成に向けた取組推進】</p> <p>管理職としての職務遂行能力、適性等を見極めながら、女性の管理職登用を積極的に行います。また、女性職員が活躍できるよう、職業能力や政策立案能力を高める研修の充実、女性が職場で能力を発揮しやすい環境づくり、女性の意欲を高める様々な取組を通して、市が率先し、女性の活躍推進のモデルとなるよう施策を推進します。</p>	総 務 課

#### 基本目標 IV 健康で、安全・安心に暮らせるまちづくり

##### 施策の方向 (9) 男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶

市民意識調査の結果では、セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害が依然として存在しています。

女性に対する暴力は、男女の置かれた状況に起因する社会的構造の問題であり、個人の問題ではなく、社会の問題としてとらえ、暴力の防止と暴力を許さない社会風土の醸成を図ります。

また、暴力によらない問題解決の力を身に付ける教育により、加害者を生まない取組みも必要です。

##### 基本施策 11 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援

女性に対する暴力を容認しない社会づくりのための教育、啓発活動を推進します。また、潜在化、深刻化するストーカーや性犯罪、児童虐待等の未然防止とともに、相談や被害者への迅速で的確な対応がとれるように、関係行政機関、医療機関、教育機関、警察等との連携を強化し、被害者に対する効果的な支援の拡充を進めます。

また、職場においては、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどが近年顕在化しており、女性の活躍推進、男女がともに働きやすい環境づくりを進めるという観点から、施策を開いていきます。

	具 体 的 施 策	担 当 課
㉙	<p>【ストーカー行為を含むあらゆる男女間の暴力の防止・根絶に向けた広報・啓発活動の推進】</p> <p>ストーカー行為や性犯罪等の未然防止を推進します</p> <p>多様な広報媒体を通じて啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります</p> <p>また、女性に対する暴力や犯罪が発生しないように、犯罪防止に配慮した道路・公園等の施設整備を図り、安全・安心のまちづくりを進めます</p>	社会福祉課 こども未来課 生活環境課 建設課 都市計画課
㉚	<p>【ハラスメント防止のための対策、被害者支援に関する情報提供】</p> <p>女性に対する暴力に関して、被害者が安心して相談できる体制を充実し、警察をはじめ関係機関との連携体制を強化します</p> <p>雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します</p> <p>暴力によらない問題解決能力を身につける教育を推進します</p>	社会福祉課 こども未来課 生活環境課 商工課 学校教育課

#### 施策の方向 (10) 生涯を通じたこころとからだの健康づくり支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたり前提となります。心身の健康のために正しい知識や情報を入手し、自分のからだに関して主体的に行動することは、健康管理を行っていくうえで重要なことです。特に、女性は妊娠や出産など、男性とは異なる課題に直面することを男女ともに理解する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持つことが大切です。

また、今後ますます進展が予想される超高齢社会にあっては、生活の質を向上させ、一人ひとりの健康寿命ができるだけ長くすることが求められます。

これらの観点から、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な施策を展開していく必要があります。

#### ■計画推進の指標

	指 標 名	現状値 (2018 年)	目標値 (2023 年)
14	乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん検診 31.0% (40 歳以上) 子宮がん検診 29.4% (20 歳以上)	乳がん検診 50% (40 歳以上) 子宮がん検診 50% (20 歳以上)

※現状値については、2017 年度（平成 29 年度）実績値

#### 基本施策 Ⅰ 2 妊娠・出産等に関する相談体制の充実

妊娠から出産までの一貫した母子保健事業や、避妊、不妊、産後うつ、性感染症、婦人科系疾患など、女性に多く見られる健康課題、女性特有の病気の予防対策についての情報提供を行うとともに、健康保持のための事業を推進します。

	具 体 的 施 策	担 当 課
(30)	【母子保健事業の推進（妊婦健診、乳幼児健診、保健指導 等）】 乳がん、子宮がん検診の重要性について意識づけを行うとともに、検診を受けやすい環境整備に努めます	保 健 課
(31)	【子育て世代包括支援センターの利用促進】 妊娠・出産期における健康支援、学童期までの子育て支援の充実に努めます	こども未来課 保 健 課
(32)	【特定不妊治療に対する支援】	保 健 課

#### 基本施策 Ⅰ 3 子育て、介護に係る社会的支援の充実

核家族化、少子化等を背景として、子育てをする親が孤立化し、子育てに不安を感じる親が増加しており、子育て世代の負担感は増大しています。子育ては男女がともに支えるものであり、かつ、社会全体で支えていく必要があります。

男性の子育てへの関わりを促進するとともに、保護者が子育てに喜びを感じ、子育てを通じて成長できるよう周囲が温かく見守り、支援する環境づくりに努めます。

さらに、どのようなライフスタイルを選んだとしても、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子どもたちが夢と希望を持ち、個性や可能性を伸ばせる環境づくりに向け、男女共同参画の視点を踏まえた「田村市子ども・子育て支援事業計画」「田村市次世代育成支援行動計画」を着実に推進します。

また、男女がともに育児や介護を担い、家庭生活における責任を果たすことができるよう支援体制の整備に努めます。

	具 体 的 施 策	担 当 課
(33)	【子育て支援事業・支援体制の充実（延長保育、預かり保育、一時保育、病児保育、放課後児童クラブ 等）】 [働く保護者の支援]	こども未来課
(34)	【ファミリーサポートセンターの利用促進】 ファミリーサポートセンターの普及、会員拡大を支援します [働く保護者の支援]	こども未来課
(35)	【子育て支援センター（育児講座、育児相談の開催）、子育て世代包括支援センター（子育てに関する情報提供、相談・助言）の利用促進】	こども未来課
(36)	【介護支援制度、相談体制の充実（在宅サービス、施設サービス、地域包括支援センター、地域ケア会議 等）】 仕事と介護が両立できるように、相談、情報提供等の充実を図ります	高齢福祉課

#### 基本施策 Ⅰ 4 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

超高齢社会をむかえ、一人ひとりの健康寿命をできるだけ長くすることが生活の質の向上につな

がります。そのためには、生涯における各年代に応じた健康課題に対処し、生活習慣の改善による疾病の発症予防等の健康づくりに取組む必要があります。

運動習慣や食生活等の改善、健（検）診による疾病の予防や早期発見・早期治療など、健康増進事業を推進していきます。

雇用・就業構造等の変化のなかで、生活困窮等の生活上の困難を抱える層が拡がっており、とりわけ、生活上の困難に直面しやすい母子家庭やひとり親世帯、一人暮らし高齢者等に対する支援を進める必要があります。

また、障害があること、女性であることから、複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティに対しては、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

また、子どもから高齢者まで、だれもが安心して暮らせる地域社会を築くためには、地域の課題をより理解している住民が主体的にかかわることも重要です。

高齢者施策については、「田村市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」において、「健康づくりと介護予防による地域生活の推進」「地域で支える安心・安全な環境づくりの推進」「介護保険サービスの充実」を基本目標に定め、各種施策を推進しています。

障害者施策については、「田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画」において、「障害のある人の生活支援体制の充実」「障害のある人の社会参加促進」「障害のある人の生活しやすいまちづくり」を基本理念とし、総合的・計画的に施策を推進しています。

高齢者や障害者が、長年住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう各種福祉サービスを提供するとともに、高齢者や障害者の権利擁護、虐待防止に取組みます。

	具 体 的 施 策	担 当 課
⑦	【総合健康診査の受診啓発と健康指導、健康教室、健康づくり市民講座の開催】	保 健 課
⑧	【障害者への支援（自立支援給付、地域生活支援事業 等）】 障害のある方が安心して暮らせるよう様々なサービスを提供するとともに、自立への支援をします	社会福祉課
⑨	【高齢者への支援（いきがいづくり、運動サロン、認知症サポート養成講座、災害時避難行動要支援者の避難支援 等）】	高齢福祉課
⑩	【ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの推進】 はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、環境などを計画・設計する	社会福祉課 建設課 都市計画課

#### 施策の方向 (II) 防災・復興における男女共同参画の推進

各地で多発する地震や集中豪雨等、いつでもどこでも起こりうる災害への備え、対策として、防災・復興に対する関心が高まっています。被災時には、家庭的責任が女性に集中することや、避難場所での生活における女性への配慮など、防災・復興の取組を進めるにあたっては、男女の対応の違いを把握して進める必要があります。

また、被災時の不安やストレスが女性に対する暴力を誘発することも懸念されています。これら被災時における女性をめぐる問題を解決するため、男女共同の視点を取り入れた防災体制を確立していきます。

■計画推進の指標

	指 標 名	現状値 (2018年)	目標値 (2023年)
⑯	自主防災組織の方針決定過程への女性の参画率	0.0%	30%

**基本施策 Ⅰ 5 男女共同参画の視点を取り入れた地域の復興・防災体制の確立**

地域防災計画等について、男女共同参画の視点や女性、高齢者、障害者、子どものいる世帯等の視点を盛り込み、見直しを進めます。

自主防災組織への女性の参画を促進し、平時の防災訓練においても女性や高齢者等の視点を取り入れた内容となるよう働きかけます。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が協力し合える地域活動を推進します。

また、平常時における地域の防災対策や災害時の避難所運営、復旧・復興における各家庭での役割分担など、各種防災政策において、女性の視点を反映させるため、防災担当部局（防災の施策部門）への女性職員の配置についても検討が必要です。

	具 体 的 施 策	担 当 課
⑯	【地域防災計画、災害による避難所運営等における方針決定過程への女性の参画推進】 地域防災計画や各種防災マニュアル、避難場所での安全対策に、女性や高齢者、障害者、子ども、乳幼児のいる世帯等への視点が反映されるよう取組みます	生活環境課
⑰	【防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成支援（女性消防隊の活動支援、団員確保対策）】	生活環境課

## **第3部 計画の推進**

## 第1章 推進体制

男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、市民及び関係機関・団体等との連携強化を図り、積極的な事業展開をめざします。

### I 庁内推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、教育、福祉、労働、防災分野など広範多岐にわたるため、これを着実に推進するためには、基盤となる推進体制の整備が重要です。

本市では、庁内組織として2010年（平成22年）に「男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図ってきました。

今後は、新たに「男女共同参画推進本部」を組織し、「担当部会」から「幹事会」、「推進本部会議」へと重層的な協働体制の構築を図り、全庁的な取組みを推進します。

### 2 国・県との連携

男女共同参画の推進にあたっては、国際的な動向をとらえながら、国や県と連動していく必要があります。本計画においても、国や県との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

### 3 市民、事業者、関係機関、各種団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取組み、実践の拡大を促進します。

## 第2章 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、「計画推進の指標」を設定し、数値目標を掲げます。

本市の男女共同参画に関する担当部署である社会福祉課において、庁内各課で実施する施策の推進状況について、毎年度とりまとめを行い、その進捗状況を把握するとともに、計画の着実な遂行に努めます。

また、「男女共同参画推進本部」において、計画の進行管理と評価・検証を行い、本計画を総合的、効果的に推進していきます。

#### 【PDCAサイクルによる計画の推進】

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行う一連の流れのことであり、本計画に位置づけた施策の進捗状況を管理し、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。

